

# 令和6年度中央区行政懇談会 質問事項等回答要旨

区民部 地域振興課

日本橋特別出張所

月島特別出張所

## 目 次

京橋地域・・・・・・・・・・ 1 ページ

日本橋地域・・・・・・・・・・ 9 ページ

月島地域・・・・・・・・・・ 14 ページ







質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>銀座二丁目町会 会長 伊藤 明</p>	<p>学校周辺で停車スペースの確保が難しいなどの理由から、スクールバスの運行は困難ですが、児童の安全・安心な通学につきましては、保護者との連携によるバスへの同乗や防犯ブザーの配布、安全教育の推進などに引き続き取り組んでまいります。</p> <p>なお、泰明幼稚園及び京橋朝海幼稚園につきましては、特認校のような区域外からの通園を原則認めていないため、保護者と徒歩で通園している園児が多い状況です。</p> <p>(1) 災害発生時の外国人来街者への対応について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>多くの観光客が来訪する本区において、外国人観光客が災害発生時に安全かつ適切に避難行動が取れるよう対策を講じていくことは、極めて重要な取組であります。区では、これまで外国人観光客を含む帰宅困難者対策として、一時滞在施設及び一時待機場所の確保をはじめ、区ホームページや防災マップアプリを活用した多言語による迅速な災害情報の発信体制の構築等に努めてきたところです。区ホームページは、英語、中国語（簡体字）、韓国語及びやさしい日本語での対応を、防災マップアプリでは、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に対応しています。</p> <p>また、民間事業者が運営する一時滞在施設等においては、帰宅困難者支援施設運営協議会の活動を通じて、ピクトグラムを活用による外国人に配慮した掲示等を明記した運営マニュアルを配備するとともに、警察や鉄道事業者を含め、外国人の受入れも想定した帰宅困難者対策訓練を年一回実施しています。その一方で、帰宅困難者の受入れ施設は現状十分でなく、より多くの帰宅困難者の受入れができるよう、大規模開発事業の建築計画の機会を捉え、一時滞在施設等の確保に努めているところです。あわせて、区として、都と連携を図りながら、店舗、事業所及び集客施設等に対して、利用者保護の取組の普及啓発にも積極的に取</p>	<p>防災危機管理室</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>り組んでおります。</p> <p>さらに、各防災拠点においては、外国人観光客等が防災拠点に避難してきた場合を想定し、一時滞在施設を案内する多言語対応のポスターやチラシを配備し、適切な避難誘導を実施できるよう、実際にポスターを使用しながら防災拠点訓練の場で拠点運営委員及び区職員で確認しているところでもあります。このポスターやチラシについても、防災マップアプリ同様の多言語対応としております。</p> <p>今後も、区としましては、ホテル事業者や大規模集客施設と連携を深めながら、外国人旅行者を含めた利用者保護の普及啓発の強化や防災マップアプリ等の情報提供ツールの普及啓発など、災害時における来街者の安全確保に資する取組を推進してまいります。</p> <p>(2) 放置自転車及び自転車の歩道通行の取り締まりについて</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>自転車放置禁止区域の指定については、条例により、放置自転車をまかなう台数分の駐輪場が整備された地域において、区域を指定しています。現在、銀座地区は、放置自転車に対し、自転車を収容する駐輪場が不足している状況です。このため、まずは、今後も大規模開発等の機会を捉え事業者に駐輪場整備を要請するとともに、広幅員の歩道上での駐輪場整備について、関係機関と協議を行ってまいります。</p> <p>また、放置自転車対策については、注意札と警告札の貼付をはじめ、自転車の放置の原因が沿道建物の利用であると特定できる場合は、建物管理会社に対して、道路への放置自転車禁止および施設利用者向けの駐輪設備利用の案内を実施するとともに、施設利用者向けの駐輪設備の増設を検討するよう依頼しています。</p> <p>今後も、区民ひとりひとりの適正な自転車利用を促進し、安全・安心な道路環境の創出を図っていきます。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>銀座七丁目町会 会長 澁谷 昌也</p>	<p><b>【回答】</b>            築地警察署では、自転車の安全利用キャンペーンや銀座地区での指導警告及び取締りを強化推進して自転車の交通ルールの周知徹底を図っております。</p> <p>今後は、道路交通法の改正により、自転車の違反者に対する交通反則通告制度による取締りの導入などの自転車の交通安全対策の強化が予定されているところです。</p> <p>引き続き、広報啓発や指導警告活動を推進するとともに、悪質危険な違反者に対する取締りを強化してまいります。</p> <p>(1) 駐輪違反について</p> <p><b>【回答】</b>            区では「中央区自転車の放置防止に関する条例」に基づき道路上の放置自転車に対して注意札と警告札を貼付し、放置自転車を撤去しておりますが、なかなか減らない現状です。そのため、注意札と合わせて周辺の駐輪場の情報を記載した案内を貼付し、放置駐輪の禁止や駐輪場の利用を促すようにしております。</p> <p>また、自転車が多く放置してある場所などについては、看板等を設置し、物理的に自転車を放置できないようにするとともに、注意喚起を行っているところです。</p> <p>さらに、放置が継続し改善が図れない場合は、自転車を駐輪しようとする者に対して直接指導するパトロール業務委託等で対応しております。</p> <p>今後も、区職員やパトロール業務を委託している受託者において、指導を強化するなど、放置自転車対策を進めてまいります。</p> <p>また、放置自転車対策として、駐輪場の整備が必要なことも十分に認識しており、広幅員の歩道上での駐輪場整備について、関係機関と協議を行うなど、駐輪場の整備に向けた働きかけを行うとともに、開発等の機会を捉え事業者に駐輪場整備を要請するなど、今後も積極的に取り組んでまいります。</p>	<p>築地警察署</p> <p>環境土木部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p><b>【回答】</b></p> <p>築地警察署では、自転車利用者に対する交通ルールの遵守と利用マナー向上のため、街頭におけるキャンペーンや広報啓発活動を実施しているほか、中央区や関係機関と連携した交通環境整備活動にも参加しております。</p> <p>引き続き、自転車の交通安全対策を推進してまいります。</p> <p>(2) 喫煙所の開設について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>指定喫煙場所の整備を順次進めており、令和5年度末時点で59か所を設置しています。受動喫煙を防止する有効な対策として、今後も、喫煙場所の確保については、区による新設や民間事業者に対する設置・維持管理の費用の補助、中央区まちづくり基本条例に基づく協議による働きかけを通じ、官民の連携を取りながら指定喫煙場所の整備を推進し、分煙環境の確保を図っていきます。</p> <p>また、本区では、屋外での喫煙対策を強化するため、令和2年7月1日に「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」を制定しました。</p> <p>喫煙者や灰皿を設置する事業者が守るべきルールである「中央区たばこルール」を定めた同条例に基づき、巡回パトロールによる喫煙者への注意喚起を徹底するとともに、区内警察署等の各関係機関と連携した合同啓発活動により当該ルールを広く周知し、屋外での受動喫煙の防止に向けた取組を実施しています。</p> <p>たばこに関する課題につきましては、今後も継続して指定喫煙場所の整備と巡回パトロールの両事業を推進することで対応に取り組んでいきます。</p> <p>なお、ご質問の中でもございます外国人観光客などの来街者の増加に伴い、路上での喫煙や吸い殻のポイ捨てが増えている状況に対しては、引き続き、多言語表記の案内板等による啓発を展開するとともに、受動喫煙に係る問い合わせが多い場所や時間帯の巡回体制を強化し、指定喫煙場所へ</p>	<p>築地警察署</p> <p>中央区保健所</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>入船三丁目町会 会長 吉田 昇弘</p>	<p>の誘導を促進していきます。 また、事業所についても事業所内の喫煙者のルール遵守のため、引き続き、指導に取り組んでいきます。</p> <p>入船湯の廃止について 【回答】 入船湯は、平成2年6月開設以降公設浴場として、地域の皆様に愛され営業を行ってまいりましたが、この度、賃貸借契約の相手方であるビル所有者より現地建替えのため、現行の契約期間満了日である令和7年3月31日をもって区との契約を終了したい旨の申入れがありました。区としても、地域に愛され必要とされている銭湯を何としても残したいとの思いから、契約更新に向けて協議を複数回重ねましたが、相手方との合意に至らなかったことから、残念ながら入船湯を廃止せざるを得ない状況となりました。代替施設整備や新規土地取得も困難なことから、新たな公設浴場の設置は難しい状況です。地域の皆さまには、大変にご迷惑をおかけいたしますが、近隣浴場をご利用いただければと存じます。</p>	<p>区 民 部</p>

質問町会	質問項目	担当部等
<p>人形町三丁目西町会 会長 小幡 純</p>	<p>(1) デジタル掲示板について  <b>【回答】</b>                      区では、区の施策や行事などについて広く在住・在勤の皆さんに周知するための媒体の一つとして、区内に363基（令和6年4月1日現在）の広報掲示板を設置し、区の事業に関するポスター等を掲示しております。区からの情報発信手段が多様化している状況を踏まえ、現在のところは、物理的な掲示板の増設及びデジタル掲示板を創設する予定はありませんが、区作成のポスターに関しては必要に応じて二次元コードを付し、区公式ホームページ等のデジタル媒体へ誘導するよう工夫してまいります。                      また、町会自らの情報発信には、既存SNS（X（エックス）やLINE）の活用が有効であると考えておりますので、引き続きSNSに関する講座を開催し、発信力の強化を支援してまいります。</p> <p>(2) オンライン会議について  <b>【回答】</b>                      区では、「中央区情報化基本方針～中央区DX戦略2024～」に基づき、移動時間や会議場所の確保が不要となるなど時間的・物理的な面で効率の良いオンライン会議の活用を推進しているところであります。                      しかしながら、地域の皆さまとの会議においては、参加者がパソコンを所有し、オンライン会議の設定が行えるなど、環境が整えられていることが前提となってまいります。また、直接対面することでお互いにコミュニケーションがとりやすくなり、より活発な議論が期待できるといった面もございます。                      こうしたことから、会議の内容や参加人数など状況に応じて、参加者の皆さまのご意見やご同意をいただきながら、オンラインや対面を使い分けて会議を実施していくべきものと考えております。</p>	<p>企画部</p> <p>総務部</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p><b>【回答】</b></p> <p>オンライン会議ツールについては、さまざまなアプリケーションが流通しており、無料版も多くあることから、既に導入している町会においては、それぞれの状況に応じて、アプリケーションを選択されているものと認識しております。そのため、特定のアプリケーションを選択しアカウントを貸し出すことは検討しておりません。</p> <p>一方で、未導入の町会に対しては、オンライン会議が団体内での情報共有等を円滑にするものであることから、デジタル化に関する講座開催等と通じて、その普及啓発に努めてまいります。</p>	区 民 部
<p>日本橋五の部連合町会 会長 高橋 伸治</p>	<p>コミュニティ推進事務委託について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>コミュニティ推進事務委託については、広報紙の配布業務が無くなることから単価の減額は避けられないものでありましたが、これまでも区政情報の周知、各種調査や防災区民組織への協力など、町会に担っていただいている役割は大きなものであることから、改めて基本割額の考え方を整理するとともに、委託料が大幅な減額とならないよう単価を再設定し、新たに加入促進加算を設けさせていただきました。業務内容の変更による見直しのため、直ちに再度、見直すことは難しい状況でございます。</p> <p>区としては、町会・自治会が地域コミュニティの核として重要な存在であり、地域のにぎわいやつながりの創出、防災や地域課題の解決のためにかげがえのないものであると認識しておりますので、今後とも様々なかたちで支援を行ってまいります。</p>	区 民 部
<p>浜町二丁目西部町会 会長 久保木 嘉雄</p>	<p>自転車教育について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>16歳以上の自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則切符(青切符)制度を導入する道路交通法改正案が本年3月に閣議決定し、2年以内に施行する予定となっています。</p>	環 境 土 木 部

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>施行後は、警察官の指導や警告に従わない場合や歩行者らに危険を生じさせた場合の交付が想定されており、効率的な取り締まりと違反者への安全運転の指導が可能になり、自転車の取り締まりが大きく変わることとなります。</p> <p>また、区では交通事故全体に占める自転車関与事故の割合が増加傾向であり、自転車に乗り始める早い段階から、自転車を安全に利用するための乗り方や、交通ルールを学ぶ機会を創出することは重要と考えています。</p> <p>このため、区では、学校の校庭開放に併せて、保護者とともに自転車の練習ができる場所の確保や、自転車の交通ルールなどを学べる事業を警察署と合同で、今年度から開始します。</p> <p>また、ルール・マナーの周知徹底については、これまでも、交通安全運動をはじめとする各種行事や、幼稚園・学校における発達段階に応じ、実践的な交通安全教育を警察署と連携して行ってまいりました。</p> <p>今後も、自転車の通行ルールに関する認識や、安全利用意識を共通して持ってもらえる取り組みを推進します。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>自転車教育について、警察においては、管内小学校の3年生を対象に自転車を安全に利用するための自転車安全教室を各学校に出向き、毎年実施している他、春と秋の交通安全運動期間中には、休日に小学校の校庭を利用し一般の方々を対象とした自転車実技教室を実施しており、その際も自転車安全利用五則などの教養を行っています。</p> <p>また、自転車の危険性を目の当たりにしてもらい、危険性を実感してもらうための、スタントマンによるスケアードストレートを活用し交通事故の再現を行うなど交通安全教室も行っていきます。</p> <p>その他、小学校の放課後の時間帯に管内の公園などに出向き、集まっている児童を対象に自転車の安全な利用法を教養するなど、児童に対する事故防止啓発活動を実施しています。</p>	<p>久 松 警 察 署</p>



質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>日本橋六の部連合町会 会長 清水 貞男</p>	<p>ンティア活動などは希望者による参加となっています。その他に新たに民生委員になられた方には、東京都民生児童委員連合会による新任研修があります。</p> <p>ご質問にあります、高齢者等の訪問については、区内高齢者人口が増加していく中で、地域にバラツキがあり、一斉改選の前に一人当たりの負担についても精査しているところです。区以外の公共機関（警察など）の会合などは、民生委員の業務だけではありませんが、業務が増加している事実を受け止め、これまでもタブレット端末を配布しご活用いただいております。今後も負担軽減に向けて業務改善を図ってまいります。</p> <p>なお、民生委員は民生委員法により給与は支給しないこととなっておりますが、毎月の活動費のほか研修等に参加した場合には、別途費用弁償しております。</p> <p>住民の生活課題、福祉課題が多様化し、民生委員・児童委員への期待が高まる一方、活動範囲の広がりや、それに伴う負担の拡大、さらには新たな手確保の困難さなどがあることから、委員の意見等や近隣区の動向等と合わせて検討していきたいと考えております。</p> <p>再開発事業における周辺地域を含めた道路整備について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>昨年は大規模な再開発に伴う道路工事跡の復旧について回答させていただきましたが、単独建て替えなどの小規模な開発においても、インフラ設備の撤去・新設に加え、建物の外構工事などは発生するため、建物が竣功するまではその都度道路に影響が及びます。</p> <p>また、本地区に限らず、道路下に埋設された各インフラの経年改修や耐震対策などの計画的改修が予定されている場合は、中央区道路工事調整協議会において調整しておりますので、今後も各インフラ企業者等に対し、早期かつ効率的な道路の復旧に努めるよう指導してまいります。</p>	<p>環 境 土 木 部</p>

質問町会	質問項目	担当部等
佃一丁目町会 会長 福山 照一	<p>広報紙「区のおしらせ ちゅうおう」の配布について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>日頃から、広報紙の配布にご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>先の事務事業説明でご案内したとおり、10月以降は発行回数を月3回から月2回とし、1日号の配布についても「新聞折込」と「区が希望者へ個別に配布する方法」に変更します。町会・自治会の皆さまによる配布は9月1日号をもって終了し、配布依頼はなくなることから、町会・自治会の皆さまのご負担が軽減されるものと考えております。電子媒体での情報取得を希望される方もいることなどから全戸ポスティングは行いませんが、新聞購読をしていない方であっても、希望する方全員へ紙媒体の広報紙をお届けしていくことで、皆さまのニーズにお応えしてまいります。引き続き、区民の皆様が必要とする情報のご案内に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>社会におけるデジタル化の進展により、ICTの活用に不安を感じている地域の高齢者の方などへの対策については、いきいき館やシニアセンターを中心に、パソコンやスマートフォンに関する相談窓口・教室を開催しているところです。</p> <p>また東京都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用啓発事業」における相談会・体験会の開催について、情報提供や周知に取り組んでいます。</p> <p>今後、区におきましても、さまざまな申請をオンライン化してまいります。サービスの推進にあたっては、利用される区民の方がとまどうことのないよう、利用方法について十分な周知と説明に努めるとともに、先述しましたパソコンやスマートフォンの利用啓発事業の充実をはかるなど、継続的に取り組んでまいります。</p>	企画部

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>コーシャタワー佃自治会 会長 生田目 裕</p>	<p>(1) 石川島公園の今後の整備等について 【回答】 石川島公園は、整備から30年以上経過しており、舗装など公園施設の一部が老朽化している現状があります。 区では、令和5年7月に「中央区水辺環境の活用構想」を策定し、区民生活にゆとりと豊かさを加える水辺利用を積極的に推し進めることとし、月島地域（佃・月島）については、生き物観察による環境教育や、ジョギングによる健康づくり、親水護岸の整備による憩いなどの水辺活用の方向性を示しております。 この構想の実現に向け、令和6年度は、石川島公園内における水辺環境の整備に向けた基礎検討を行ってまいります。 なお、民間活力の活用につきましては、現在桜川公園（中央区入船一丁目1番1号）で公募設置管理制度（Park-PFI）による公園管理に向けた検討を行っております。桜川公園での事業状況を踏まえ、他の公園での導入については検討を行ってまいります。</p> <p>(2) 高層マンションの在宅避難について 【回答】 マンションは一般的に耐震性に優れ、大地震においても倒壊による被害の可能性が低いこと、また、多数の被災者の避難により避難所の衛生環境が悪化する懸念もあることから、区では、自宅の安全が確保できる場合には住み慣れた自宅で生活を続ける「在宅避難」を推奨しています。 震災時はライフラインやエレベーターが停止することも想定されますが、そうした状況下においても在宅避難を継続できるよう、区では、マンション防災パンフレット等により、各家庭において水・食料や携帯トイレなど必要な備蓄を促進しています。あわせて、各マンションに対しては、各家庭での備蓄が不足した場合に備えて、管理組合等による備蓄を促すなど、在宅避難を継続するための共助の取組も進めています。</p>	<p>環 境 土 木 部</p> <p>防 災 危 機 管 理 室</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>DEUX TOURS自治会 会長 清水 隆史</p>	<p>一方で、自宅の損壊により在宅避難が困難になった場合は、指定された防災拠点に避難していただくこととなります。また、災害発生時に外出されていた方が、エレベーターの停止により自宅に戻れない場合においては、マンション内の共用部で受入れを行っていただくなど、共助の取組で対応いただくことを推奨していますが、それも困難な場合には一時的に防災拠点へ避難していただくこととしています。</p> <p>なお、在宅避難を継続されている方が、自宅の備蓄物資に不足をきたした場合には、防災区民組織等を通じて、防災拠点から物資を供給することとしています。こうしたことから、各防災拠点では、建物の倒壊等により自宅での生活が困難になった方に加えて、在宅避難をしている方の備蓄等が不足する場合も想定して、食料等を備蓄しております。</p> <p>災害時の基本的な避難行動については、これまでパンフレット等による周知を図ってまいりましたが、在宅避難が困難になった場合の避難行動について、防災拠点運営委員会や防災講演会等の機会を活用するなど、さらに周知機会の拡充を図ってまいります。</p> <p>(1) 行政懇談会質問状の締切等について 【回答】 行政懇談会は、地域に関する意見や要望を直接お聞きする重要な機会であると捉えております。開催日までの回答作成に係る準備等から締切日を設定しておりますが、今回のご意見を踏まえ、送付の前倒しや締切日の見直しなど、町会・自治会での取りまとめ等に十分な時間が取れるよう工夫いたします。なお、データでの送付及び受付については、個別対応が可能でございますので、ご相談いただきたいと存じます。</p>	<p>区 民 部</p>



質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
<p>晴海テラス自治会 会長 松谷 稔</p>	<p>に、横断歩行者妨害の指導取締りを推進していきます。</p> <p>また、れいめい橋公園通りは駐車車両が多いことから、監視員と連携しながら駐車違反の指導取締りにも取り組んでいきます。</p> <p>(1) 晴海一・二丁目の防災船着場の整備について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>防災船着場は、災害時において道路や橋梁被害等により陸上輸送が途絶した場合に、船舶を活用して負傷者や物資等の搬送を行うための基幹的な施設であります。これまで、区や都では、災害拠点病院や物資輸送拠点など災害対策上の重要施設との輸送経路の確保や道路被害等による地域の孤立化防止対策といった観点から整備を進めてまいりました。</p> <p>晴海地区においては、この度整備された晴海5丁目の船着場に加え、晴海ふ頭が耐震護岸として整備されております。災害時には、これらの施設を効果的に活用しながら被災者や物資等を輸送をしていくことを想定しているため、現時点において、晴海一・二丁目に新たに防災船着場を整備していく予定はありません。</p> <p>(2) 災害時のペット同伴避難について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>ペットを伴う避難については、過去の災害において、避難所でのペットの取扱いを巡るトラブルや、避難の必要があるペット飼養者が倒壊リスクのある自宅や車に留まる事例、ペットが遺棄される事例などが多く発生しました。</p> <p>近年、ペットへの家族意識の高まりが一層進む中、発災時には、ペットを伴って避難する被災者が一定数想定されます。災害に直面した状況では、人命が最優先であることを前提としつつ、人への危害防止及び動物愛護の観点から、避難所におけるペットとの共生を考えていく必要があります。</p>	<p>防災危機管理室</p> <p>中央区保健所</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>ご質問の「同伴避難」は、人とペットが同一の避難スペースで居住する考え方であり、避難所の衛生管理だけでなく、動物アレルギーを持つ方や動物が苦手な方への配慮などに課題があると認識しています。</p> <p>本区においては、在宅避難が原則でありながらも、被災の状況によりペットを伴って避難せざるを得ない場合は、国や都がガイドライン等で示すとおり、適切な飼養管理のため、人とペットの居室を分けて避難者を受け入れる体制づくりを進めており、まずはこうした「同行避難」の備えが優先的に必要であると考えています。</p> <p>今後のペットを伴う避難の取組みにつきましては、避難所となる各防災拠点において、「ペット同行避難マニュアル」の整備を進めるとともに、実際の受入れを想定したデモンストレーション形式の訓練を実施し、ペット同行避難の受入体制の強化を図っていきます。</p> <p>(3) 防災用品のカタログギフト配布について  <b>【回答】</b>  約94%の世帯が耐震性の高いマンションに居住している本区では、災害時における在宅避難を推奨しているところでもあります。ライフライン等が途絶した場合においても、在宅での避難生活を継続するためには、「自分の命は自分で守る」自助の取組が極めて重要であります。</p> <p>区ではこれまでパンフレット、ホームページによる周知、総合防災訓練でのPR活動などさまざまな機会を通じて、食料、水、携帯トイレの備蓄や家具類転倒防止対策など家庭における備蓄の重要性について普及・啓発を図り、各家庭での備蓄を促してまいりました。</p> <p>一方で、本年1月1日に発生した能登半島地震においては、ライフライン等の途絶により物資の輸送や避難所の衛生環境などの課題が顕在化しました。こうした課題を踏まえ、現在区では、家庭での備蓄の重要性についてのさらなる普及・啓発など在宅避難の推進を強化するための方策につい</p>	<p>防災危機管理室</p>

質 問 町 会	質 問 項 目	担 当 部 等
	<p>て、防災拠点運営委員会のご意見もいただきながら、検討を進めているところであります。</p> <p>(4) 東京湾大華火祭の開催について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>東京湾大華火祭は、令和7年度以降の開催を目指しておりますが、開催費用の財源確保の観点から、現時点での見通しは立っておりません。なお、開催できることとなった際には、花火の打上地点から十分な保安距離を確保することはもとより、晴海地区を中心とする交通規制・入場制限をはじめ、居住者の方の生活や安全に配慮した綿密な警備計画を作成する方針でございます。また、経費については十分に精査し、適正な予算執行に努めつつ、多くの皆さまに安全にお楽しみいただける大会を目指してまいります。</p> <p>(5) 歩行者専用橋の自転車対策について</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>朝潮運河に架かる歩行者専用橋については、これまでも区では定期的に月島警察署と合同で自転車に乗車したままの走行は禁止である旨の啓発活動を行ってきました。</p> <p>晴海フラッグへの入居や黎明小橋の開通により、晴海地区の人の流れが大きく変わることから、重点的に朝潮小橋と黎明小橋において、令和6年度春の交通安全運動期間である4月8日から4月12日までの間、朝の通勤通学時間帯に月島警察署と合同で自転車マナーキャンペーン活動を実施しました。</p> <p>今後も引き続き月島警察署と連携し、走行する自転車に対して交通ルール・マナーの周知徹底に努めてまいります。</p> <p><b>【回答】</b></p> <p>自転車が歩行者専用道を走行することについて、規制標識は設置されていますが、取締りを行うことはできません。</p> <p>中央区と合同で、歩行者の安全確保のため、通</p>	<p>区 民 部</p> <p>環 境 土 木 部</p> <p>月 島 警 察 署</p>

